

カール・バルト——彼自身の著作に即した彼自身の神学をトータルに把握する
ためのキーワード（その9）

（その9）<ルターの「律法と福音」理解に対する根本的包括的な原理的な差異としてのバルトの『福音と律法』>

（文責・豊田忠義）

（その9）<ルターの「律法と福音」理解に対する根本的包括的な原理的な差異としてのバルトの『福音と律法』>

この論稿の趣旨は、教会の宣教およびその一つの補助的機能としての神学における思想の問題を、すなわち包括的に言えば<自然神学>あるいは<自然的な信仰・神学・教会の宣教>を、根本的包括的に原理的に止揚し克服する問題について扱うところにある、換言すればイエス・キリストにおける神の自己啓示からして、そのイエス・キリストにおける神の自己「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の総体的構造、キリストにあつての特別啓示、啓示の真理、啓示神学、「恵ミノ類比」（啓示の類比・信仰の類比・関係の類比）、第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身（「啓示ないし和解の實在」そのもの）を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書（その最初の直接的な第一の、「啓示ないし和解」の「概念の實在」、すなわち預言者および使徒たちの「イエス・キリストについての言葉、証言、宣教、説教」）を、自らの思惟と語りにおける原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準とする<立場>において、<自然神学>あるいは<自然的な信仰・神学・教会の宣教>の段階を根本的包括的に原理的に止揚し克服することによって、<非>自然神学あるいは<非>自然的な信仰・神学・教会の宣教の段階へと移行していく問題について扱うところにある。何故ならば、近代以降における教会の宣教（その一つの補助的機能としての神学）における<思想の問題>は、客観的な正当性と妥当性とをもって根本的包括的に原理的に批判したところの、キリスト教の本質は<人間的>理性や<人間的>欲求やによって対象化され客体化された「存在者」としての「神」であり、それ故にその対象に即しても「神学の秘密は人間学以外の何物でもない」と批判したフォイエルバッハの批判を、また<自然神学>あるいは<自然的な信仰・神学・教会の宣教>の段階にある共同宗教としてのキリスト教の最後の形態は自由主義国家、政治的近代国家であると批判したマルクスの批判を、そしてまた「同時代の人たちの思考」を「前提」とし、「そこから形成された理解」を「規準」とし、「神話的世界像と神話的人間像は時代の経過とともに、われわれの前から消え去ってしまう」し、われわれの「眼前存在」、現前性は、「近代的な世界像、人間像にあるから、神話形式のままでは、新約聖書の言表、すなわち語られた内容の表現は理解できないから、それは非神話化されなければならない」とし、聖書解釈を「前期ハイデッガーの哲学に基づく絶対的

規準としての先行的理解、解釈学的原理」に置いた「人間学の後追い知識」としてのブルトマン（ブルトマン学派）における「存在者レベルでの神への信仰」を批判したハイデッガーの批判を、前述した<立場>において根本的包括的に原理的に止揚し克服するという点にある。私の知る限り、教会の宣教（その一つの補助的機能としての神学）における思想家カール・バルトだけが、前述した<立場>に立脚して、その<思想の問題>を明確に提起したのである。バルトは、先ず以て、第一に、『ローマ書』「第二版序言」、「第二版」において、<非>自然神学あるいは<非>自然的な信仰・神学・教会の宣教の段階における概念として、ヘーゲルを意識して立てられたキルケゴールの概念に依拠して、「聖書の主題であり、同時に哲学の要旨である」神と人間との無限の質的差異を固執するという<立場>を獲得したのであり、第二に、『福音と律法』において、<非>自然神学あるいは<非>自然的な信仰・神学・教会の宣教の段階における概念として、ローマ3・22、ガラテヤ2・16等のギリシャ語原典「イエス・キリストの信仰」の属格を、徹頭徹尾神の側の真実としてのみある主格的属格（「イエス・キリストが信ずる信仰」）として理解する<立場>を獲得したのである。言い換えれば、この<立場>において、主観的に恣意的独断的にどのような理由を並べても結局は、実際の事実に、人間的契機（われわれ人間の、自己運動、自由、精神、業）による人間的介在をゆるす「神人協力説」へと向かうことが必然である目的格的属格（「イエス・キリストを信じる信仰」）を、包括的に言えば<自然神学>あるいは<自然的な信仰・神学・教会の宣教>の段階を、根本的包括的に原理的に止揚し克服したのである。このバルトの方法は、客観的な正当性と妥当性を持っている。何故ならば、「思想は物質ではなく外化された観念」であり、この「観念の運動は観念によってしか埋葬されず、〔それ故に〕甲の観念は、乙の観念がそれを包括し、止揚することによってしか……亡びないからである」（吉本隆明『カール・マルクス』）。それらのバルトの<立場>は、次のような理解をもたらすのである。すなわち、「われわれが哲学的用語〔人間学的用語〕をつかうという事実にもかかわらず、神学は哲学的試み〔人間学的試み〕が終わるところから始まる」、「神学は方法論的には、ほかの学問のもとで何も学ぶことはない」という理解をもたらすのである。そして、まさにそこにおいてこそ、われわれ人間の、その個と現存性（<人間の>個の時間性、すなわち个体史、自己史）——類と歴史性（<人間の>類の時間性、すなわち人類史、世界史、歴史）の生誕から死までのすべてを見渡せ、また「この世の偽り、通俗の偽りを偽りと呼び、世俗的真理をも正直に受け取ることができる」のであり、<自然>神学あるいは<自然的な>信仰・神学・教会の宣教における福音が、「理念へと、有神論的形而上学へと、われわれに管理されるプログラムへと、鋭さをなくした十字架象徴論へと、イエス・キリストはたかだか<暗号>にすぎない神秘主義へと変わって行く」ことが見渡せるのである。それらの<立場>に立脚したバルトの教会の宣教（その一つの補助的機能としての神学）における言葉は、吉本も西欧的危機について述べ

ているのであるが、またミシェル・フーコーが述べているように「**西欧哲学の時代の終焉**」として「**時代を画する哲学者が一人もない**」としても、それ故に商業メディアによって流される誰々は現在の世界的な哲学者・人間学者等々だという宣伝文句が全くの嘘だとしても、またすべての人間的なものの実質が裸形化したこの時代であっても・これからもそういう時代が続くとしても、またまさに時代が強いる**<自然神学>**としてのそのような近代的人間の感覚と知識を内容とする経験的普遍や「人間学の後追い知識」に過ぎない**人間学的神学**（「すべての大学社会の神学」）の**時代の終焉**だとしても（ただ大学社会が存続する限り、無味乾燥な学問としての人間学的神学はなくなるであろうが、しかしそれらすべては、時代の経過と共に自然時空に死語化していくとしても）、未来に生きる言葉であるだろう。すなわち、時代の経過と共に自然時空に死語化していくことはない言葉であるだろう。このような訳で、バルトは、教会の宣教（その一つの補助的機能としての神学、教会教義学）における思想家として、**最後の宗教改革をなした、最後の宗教改革者**であると言することができるのである。

バルトは、『教会教義学 神の言葉』で、次のように述べている——教会の宣教（その一つの補助的機能としての神学）が、**<自然神学>**あるいは**<自然的な信仰・神学・教会の宣教>**の陥穽に陥るのは、イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、主観的な「認識的な必然性」（客観的なイエス・キリストにおける「啓示の出来事」）の中での主観的側面としての「聖霊の注ぎ」による「信仰の出来事」）を包括した客観的な「存在的な必然性」（客観的なイエス・キリストにおける「啓示の出来事」）を前提条件とした主観的な「認識的なラチオ性」（徹頭徹尾聖霊と同一ではないが、聖霊によって更新された理性性）を包括した客観的な「存在的なラチオ性」——すなわち、それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）というそのイエス・キリストにおける神の自己「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力〔の総体的構造〕に信頼しない」からである、と。アンセルムスは、神のその都度の自由な「恵み」の決断による客観的なイエス・キリストにおける「啓示の出来事」と、その啓示の出来事の中での主観的側面としての「聖霊の注ぎ」による「信仰の出来事」を、そしてそれ自身が聖霊の業である「啓示されてあること」——すなわち、客観的に存在している「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）を、主観的な「認識的なラチオ性」の前提条件としていた。したがって、アンセルムスは、その**総体的構造における第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書に、「教えられつつ語る」**ことを**<立場>**とした。しかし、アウグスティヌスの場合は、生来的な自然的な「われわれの〔人間の〕理性に内在している神概念の再想起において、創造しつつ神について語ろうとした」（『知解を求める信仰 アンセルムスの神の存在の証

明』)。したがって、アウグスティヌスは、「存在するものそのもの」、「その純然たる造られた存在」、「造ラレタモノヲトオシテ、知解サレタ創造主ヲ認識シテ、私タチハ三位一体ナル神ヲ知解スルヨウニシナケレバナラナイ、ソノ跡ハフサワシイカタチデ被造物ノウチニ顕レテイルノデアル」と述べている。それに対して、バルトは、「そのような三位一体の跡は、世界に対して超越する創造神の跡として理解することはできない」。何故ならば、それは、「人間自身の内在的に理解された宇宙の諸規定、人間的な現実存在の諸規定」、「単なる宇宙論や人間論でしかない」からである、包括的に言えばそれは、＜自然神学＞の段階における思惟と語りであるからである。したがって、バルトは、「そのような三位一体論は、人間自身に基づく人間の世界理解の、最終的には人間の自己理解、神話である」、と根本的包括的な原理的な批判をしている（『教会教義学 神の言葉』）。すなわち、「宗教とは、すべての神崇拜の本質的なものが人間の道徳性にあるとするような信仰であるとしたカントは、本源的であるゆえに、すでに前もってわれわれの理性に内在している神概念〔人間に内在する神的本質〕の再想起としての神認識という点で、アウグスティヌスの教説〔＜自然神学＞の段階にある教説〕と一致する」と根本的包括的な原理的な批判をしている（『カント』）。『神の国』では「神は時間ノ創造者マタ決定者と呼んでいる」が、『告白』では「過去、現在、未来は〔人間〕精神の中にあつて、ほかのどこにあるのでもない」と思惟し語ったアウグスティヌスには、＜自然神学＞と＜非＞自然神学とが混在していたのである。

さて、ルターは、宗教改革の世紀において、一方で、確かに第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書を、自らの思惟と語りにおける原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準としたのであるが、すなわち＜非＞自然神学あるいは＜非＞自然的な信仰・神学・教会の宣教の段階へと移行したのであるが、他方で、ローマ3・22、ガラテヤ2・16等の「イエス・キリストの信仰（ピスティス・イエスー・クリストウ）」の属格を、主観的に恣意的独断的にどのような理由を並べても結局は、実際的事實的に、人間的契機（われわれ人間の、自己運動、自由、精神、業）による人間的介在をゆるす「神人協力説」へと向かうベクトルを持っている目的格的属格（「イエス・キリストを信じる信仰」）として理解して、＜自然神学＞あるいは＜自然的な信仰・神学・教会の宣教＞の段階で停滞もしていたのである。すなわち、ルターにも、＜自然神学＞と＜非＞自然神学とが混在していたのである。しかし、20世紀に現存したカール・バルトは、未来に生きる言葉として、教会の宣教（その一つの補助的機能としての神学）における＜思想の問題＞を、ローマ3・22、ガラテヤ2・16等の「イエス・キリストの信仰（ピスティス・イエスー・クリストウ）」を、徹頭徹尾神の側の真実としてのみある主格的属格（「イエス・キリストが信ずる信仰」）として理解し、＜自然神学＞あるいは＜自然的な信仰・神学・教会の宣教＞の段階を根本的包括的に原理的に止揚し克服して、＜非＞自

然神学あるいは<非>自然的な信仰・神学・教会の宣教の段階へと移行したのである。バルトは、『福音と律法』で、ローマ3・22、ガラテヤ2・16等のギリシャ語原典「イエス・キリストの信仰」の**属格**に対する理解の仕方において、教会の宣教（その一つの補助的機能としての神学）における<思想の問題>を明確に提起したのである。このことは、どのような分野においても言えることであるが、「問題の定式化〔問題を明確に提起すること〕は、その問題の解決である」（「ユダヤ人問題によせて」）。バルトは、前述した<立場>において、第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書を、自らの思惟と語りにおける原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準として、そのローマ3・22、ガラテヤ2・16等のギリシャ語原典「イエス・キリストの信仰」の**属格**を、**徹頭徹尾神の側の真実としてのみある「イエス・キリストが信ずる信仰」**——すなわち、**主格的属格として理解したのである**。この**徹頭徹尾神の側の真実としてのみある主格的属格理解**は、未来に生きるであろう。時代と現実とに強いられたバルトは、このことを聖書の中に発見したのである。それ以前においてもそうであるが、<自然神学>あるいは<自然的な信仰・神学・教会の宣教>そのものである近代主義的プロテスタント主義的キリスト教の教会の宣教（その一つの補助的機能としての神学）における神学者や牧師たちの誰一人として、未来に生きるこのようなキリストの福音の告白・証し・宣べ伝えを行った者はいなかったのである。

ルターは、まさに「律法と福音」を二元論的に対立させて、「律法→福音」という順序で「律法と福音」の関係を論じ、それ故に必然的に、ローマ3・22、ガラテヤ2・16等のギリシャ語原典「イエス・キリストの信仰」の**属格**を、主観的に恣意的独断的にどのような理由を並べても結局は、實際的事實的に、人間的契機（われわれ人間の、自己運動、自由、精神、業）による人間的介在をゆるす「**神人協力説**」へと向かうベクトルを持っている「イエス・キリストを信じる信仰」——すなわち、**目的格的属格として理解したのである**。「律法→福音」という順序で「律法と福音」とを二元論的に対立させたルターは、『キリスト者の自由』で、次のように述べている——まずは「罪人を恐れさせ、その罪を暴露して、痛悔し且つ回心させるためには、誠めを説教すべきである」、しかしそれだけではいけないので、その次に「他の言、すなわち恩恵の呼びかけを説教して、信仰を教えるべきである」、「かようなときにはじめて他の言、すなわち神からの約束の告知が現われて、そして語る。さらばキリストを信じなさい。あなたが信じるならこれを得られるし、信じないなら得られない」、と。しかし、主観的に恣意的独断的にどのような理由を並べても結局は、實際的事實的に、人間的契機（われわれ人間の、自己運動、自由、精神、業）による人間的介在をゆるす「**神人協力説**」へと向かうベクトルを持っているところの、そのルターの**目的格的属格理解**における「あなたが〔ただの人間であるわたしが、あなたが〕**律法ノ成就者ヲ信ジル限リニオイテ**」、「あなたが信じるならこれ（〔恩恵と義と自由〕）を得ら

れるし、信じないなら得られない」という思惟と語りにおいては、換言すれば**目的格的属格**として理解されたローマ3・22、ガラテヤ2・16等のギリシャ語原典「イエス・キリストの信仰」——すなわち、「イエス・キリストを信じる信仰」によって与えられる神の義という思惟と語りにおいては、第三の形態の神の言葉である教会の宣教（その一つの補助的機能としての神学）における**思想の問題**である信と不信（外在的、内在的なそれ）、キリスト者と非キリスト者、知と非知を、究極的包括的総体的永遠的に架橋することはできないのである。何故ならば、われわれ人間は、人間論的な自然的人間であれ、教会論的なキリスト教的人間であれ、誰であれ、人間の内面の普遍性に届く言葉の前では——すなわち例えばヨハネ8・1以下の言葉の前では、あのすべて立ち去った者たちと同じように、立ち去らざるを得ない人間でしかないからである。また、人間論的な自然的人間であれ、教会論的なキリスト教的人間であれ、誰であれ、「神に敵対し神に服従しないわれわれ人間は、肉であって、それゆえ神ではなく、そのままでは神に接するための器官や能力を持っていない」からである。また、「〔教会論的なキリスト教的人間として・キリスト者として、〕『もちろん福音をわたしは聞く、だがわたくしには信仰が欠けている』その通り——一体信仰が欠けていない人があるであろうか。一体誰が信じることができるであろうか。自分は信仰を『持っている』、自分には信仰は欠けていない。自分は信じることが『できる』と主張しようとするなら、その人が信じていないことは確かであろう。（中略）信じる者は、自分が——つまり〔生来的な自然的な〕『自分の理性や力〔知力、感性力、悟性力、意志力、想像力、自然を内面の原理とした禅的修行等〕によっては』——全く信じることができない〔イエス・キリストを主と信じることもできず、知ることもできない〕ことを知っており、それを告白する」以外にはないからである。また、「われわれ人間の中にも、中からも、純粋なもの、聖いものは何も出て来ない」からである。このような訳で、**目的格的属格理解の下においては**、常に、自己欺瞞が、神だけでなく人間も、人間の自主性・自己主張・自己義認の欲求もという不信仰・無神性・真実の罪がつきまとうのである。したがって、「**律法に対して全体的に不従順であるという事実**における人間に生ずる生の不安」が、ローマ3・22、ガラテヤ2・16等のギリシャ語原典「イエス・キリストの信仰」を**目的格的属格として理解**した「ルターには強烈に存在した」のである。しかし、ローマ3・22、ガラテヤ2・16等のギリシャ語原典「イエス・キリストの信仰」を**主格的属格として理解**したバルトにおいては、その「生の不安」は、「われわれ人間の不従順・不信仰に抗して、イエス・キリストにあつて義とされている」が故に、「克服された……慰められた……癒された不安、望みと喜びの確かな岸によって取りかこまれた不安にすぎない」のである。このことは、もちろんのこと造悪や造悪説の容認を意味しない。何故ならば、ヨハネ8・1以下の言葉は、例えば最後的には無念義を想定できる**一切の自力の計らいによらない**ところの阿弥陀仏の側からやってくる「一回きりの至誠の念仏」・一念義による救済を説

いた親鸞が義絶した善鸞の「善人なをもて往生をとぐ、いはんや悪人をや」を根拠としたところの、結局は人間的欲求による恣意的独断的な自力作善としての**造悪を、造悪説を完全に否定している**からである、「真に罪なき、従順なお方」イエス・キリストは、われわれ人間が現実的な社会の中で具体的生活の不可避性を生きていることから、またわれわれ人間が自由な自己意識・理性・思惟の類的機能を持っていることから、またわれわれ人間が個体的自己としての全人間の肉体・身体と意識・精神を介した普遍的で実践的な全自然（第一次的には自然の一部としての自己身体、性としての他者身体、外界としての天然自然、第二次的には人間化された自然である人間的自
然）との相互規定的な対象的活動を持っていることから、また人間的な意味で<良き面>と<悪しき面>との弁証法を生きているその現にあるがままのただの人間でしかないことから、再び罪を犯すであろうことを存知されているにも拘らず、「わたしもあなたを罪に定めない。行きなさい。これからは、<もう>罪を犯してはならない」と言い給うからである。

主観的に恣意的独断的にどのような理由を並べても結局は、実際的事實的に、人間的契機（われわれ人間の、自己運動、自由、精神、業）による人間的介在をゆるす「**神人協力説**」へと向かうベクトルを持っているルターの**目的格的属格理解**は、最後的には、次のような事態を惹き起こすのである——すなわち、「人間の自己運動を神のそれと取り違えるという混淆」、「神の自由を認識していないという事態」を惹き起こすのである。「シュライエルマッハー以外の他の人々の所でも〔「何らかの抽象を以て始められ何らかの空論に終わるところの」、「すべての大学社会の神学」者たち、それに類する牧師たち、それに類するキリスト教的著述家たち、それに類する自然的な信仰・神学・教会の宣教の所でも〕、……ヘーゲルの強力な痕跡に遭遇するであろう」という事態を惹き起こすのである。「〔教会の宣教、その一つの補助的機能としての神学において、**徹頭徹尾神と人間との無限の質的差異を固守する**という<方式>を持ち堅持しないところの、それ故に「**神人協力説**」へと向かうベクトルを持つ**目的格的属格理解に基づいて神との混淆・混合・共労・共働・協力を目指す人間の自己意識・理性・思惟は、**〕……独立的に現われ活動する神の実体として（中略）〔それは、〕あらゆることが可能であり、（中略）〔またそれは、〕人を義とする……、……愛と善き業を生み出す…、罪や死にも打ち勝ち、人を救う。〔その〕信仰と神とは『一団』をなし、信仰は（心の信頼として！）**神と偽神〔存在者レベルでの神〕の両方を作り、**ときには（ただ「われわれ自身の内部において」だけであるが）『神性の創造者』と呼ばれるということもあり得る。さらに重要なのは、……受肉説とそれに関連した事柄である。フォイエルバッハは、このキリスト教の教説を『神は人となり、人は神となる』という定式〔**神と人間との無限の質的差異を固守する**という<方式>を**排除・廃棄する定式**〕で簡明に表現し〔たが、それは、〕……とくにルター的なキリスト論および聖餐論を前提とする場合には、まったく不可能とか無意味とかい

うことはできない。……神性を天上に求めず地上に求め〔その一面だけを拡大鏡にかけて全体化し〕人間の中に——人間イエスの中に求めることを教え、またかれにとっては聖餐式のパンは〔その一面だけを拡大鏡にかけて全体化した〕高く挙げられたイエスの栄光化されたからだであらねばならなかった（中略）。（中略）これらすべてのことは、……、……天と地・神と人間を転倒する可能性〔神と人間との無限の質的差異を固守するという＜方式＞を排除・廃棄する可能性〕を意味しており、終末論的限界を忘れる可能性を意味している。（中略）ルターと初期ルター派の人々が、天を襲うようなキリスト論を説いて、その後継者たちを、たえず出現する思弁的・人間学的帰結に対しての一種の危険状態・無防備状態の中に置き去りにしたことは疑いない。神に対する関係〔「聖書の主題であり、同時に哲学の要旨である」神と人間との無限の質的差異を固守するという＜方式＞〕があらゆる点で、原理的に転倒不可能な関係だということ——そのことについて、人々は、〔客観的な正当性と妥当性をもって、根本的包括的な原理的なキリスト教批判を行った〕フォイエルバッハを有効に防御するためには確信を持っていなければならない……」（『ルートヴィヒ・フォイエルバッハ』）。神と人間との無限の質的差異を固守するという＜方式＞を持ち堅持しない、それ故に主観的に恣意的独断的のどのような理由を並べても結局は、実際的事實的に、人間的契機（われわれ人間の、自己運動、自由、精神、業）による人間的介在をゆるす「**神人協力説**」へと向かうベクトルを持った**自然神学者・倉本功**は、次のように述べている——「ルターによれば〔人間学的概念に関わる〕**文明の建設と発展**は理性・知能の課題であり、全人類の課題であり、特定の宗教の特権ではない〔このことは、知ったかぶりしてわざわざ「特定の宗教の特権ではない」と言わなくても、至極当然のことである。何故ならば、経済社会構成の拡大・高度化、科学・技術の進歩・発達、エネルギーや情報に関わる科学・技術の進歩・発達、それらの知識の細分化・増大、生活の利便性の増大は、**自然史の一部としての人類史の自然史的過程としての自然史的必然である自然史的成果**であるからであり、そしてそれに見合った観念諸形態が疎外され、それは、それ自体の自体的展開と自己増殖過程を持つからである〕。ルターの二つの統治の区別は、かれの**文明論の恒常的基礎**である。その区別が**人間の責任と活動の分野**を自由に行っている〔「**文明の建設と発展**」は、自然史の一部としての人類史の自然史的過程としての**自然史的必然**に属しているから、**人間諸個人の責任の問題ではない**。したがって、科学的技術的な問題は科学的技術的に解決する以外にないのである——「私の立場は、経済的な社会構造の発展を**自然史的過程**として理解しようとするものであって、決して個人を社会的諸関係に責任あるものとしようとするものではない。個人は、主観的にはどんなに諸関係を超越していると考えていても、社会的には畢竟その造出物にほかならないものであるからである」（『資本論』「第1版の序文」）〕。（中略）被造物的・生物的現実……の中にわれわれに直接出逢う当為の要求が自然に存在する。その要求こそ心に記された理性の基本的規範

である。ルターによれば、こうした文明の体系は全体として、神律的側面と相対的に自律的な側面とを持っている。神律的というのは、文明を担う諸力は神の恒常的創造者としての活動であるという意味……相対的に自律的だというのは、**神の創造者としての働きは**〔生来的な自然的な〕**人間理性によって把握される**からであり、〔生来的な自然的な〕**理性に基づく、人間の神との共働の行為は自発的に形成される**からである」、と。まさにルターの**目的格的属格理解**は、実際の事実に、「**神人協力説**」へと向かうベクトルを持っているのである。

そのような思惟と語りに対して、神と人間との無限の質的差異を固守するという＜方式＞を持ち堅持し続けたバルトは、例えば「私は、福音宣教から独立し、それと接触しない、『自己決定の権利』を国家に与えている、いまわしいルター派の教説をこれまで決して承認しようとはしなかった。（中略）私の神学的思惟は、神の主権と、キリスト教の使信全体の終末論的性格と、キリスト教会の唯一の課題としての〔イエス・キリストにおける「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の総体的構造の中での第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書を、自らの思惟と語りにおける「原理」・「規準」・「法廷」・「審判者」・「支配者」・「標準」とした〕純粋な福音の宣教の強調に中心があり、またそれにこれまで中心をおいてきた」と述べている（『バルト自伝』）。何故ならば、「聖書の主題であり、同時に哲学の要旨である」神と人間との無限の質的差異を固守するという＜方式＞を持ち堅持しないキリスト教の教会の宣教（その一つの補助的機能としての神学）に対して、例えばフォイエルバッハは、客観的な正当性と妥当性をもって、その時には、「（中略）神の意識は人間の自己意識であり、神の認識は人間の自己認識である」、「（中略）神の啓示の内容は、神としての神から発生したのではなくて、人間的理性や人間的欲求やによって〔主観的に、恣意的独断的に〕規定された神〔「存在者レベルでの神」〕から発生した……。 （中略） こうして、この対象に即してもまた、『神学の秘密は人間学以外の何物でもない！』……」（『キリスト教の本質』）、「神とはまさに、人間の想像能力・思惟能力・表象能力の本質が、現実化され対象化された……絶対的な本質（存在者）、……と考えられ表象されたもの以外の何物でもない」（『フォイエルバッハ全集第12巻』「宗教の本質にかんする講演 下」）と根本的包括的な原理的なキリスト教批判を行っているからである。したがって、この批判を、先に述べたイエス・キリストにおける神の自己「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の総体的構造の中での第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書を、自らの思惟と語りにおける「原理」・「規準」・「法廷」・「審判者」・「支配者」・「標準」として、根本的包括的に原理的に止揚し克服することが、第三の形態の神の言葉である教会の宣教（その一つの補助的機能としての神学）における＜**思想の問題**＞である。したがってまた、もしも第三の形態の神の言葉である教会の宣教（その一

つの補助的機能としての神学)が、この教会の宣教と神学における思想的問題を扱う作業を怠り行わないならば、その教会の宣教と神学は、ハイデッガーからも、客観的な正当性と妥当性をもって、人間的理性や人間的欲求やによって恣意的独断的に対象化され客体化された「いわゆる存在者レベルでの神への信仰は、結局のところ〔キリストにあっての神としての〕神を見失うこと」になるから、「それよりは『むしろ無神論という安っぽい非難を受け入れた方がよい』」と、根本的包括的に原理的に「揶揄」・批判されてしまうであろう。

さて、<非>自然神学あるいは<非>自然的な信仰・神学・教会の宣教の段階におけるところの、ルターの「律法と福音」理解に対する根本的包括的な原理的な差異としてのバルトの『福音と律法』の構造は、次のように言うことができる。

バルトにとって、イエス・キリストにおいては、福音と律法は二元論的に対立しておらず、**律法（神の命令・要求・要請）は、純粋な教えとしてのキリストの福音を内容とする福音の形式**である。先ず以て、バルトは、「まことのイエス・キリストの教会」を、実体としてではなく、イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、そのイエス・キリストにおける神の自己「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の総体的構造の中での、三位一体の唯一の啓示の類比としての神の言葉の實在の出来事である、それ自身が聖霊の業（客観的なイエス・キリストにおける「啓示の出来事」の中での主観的側面としての「聖霊の注ぎ」による「信仰の出来事」）であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）における第二の形態の神の言葉である聖書を、自らの思惟と語りにおける原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準とするというその**媒介的・反復的な関係性（「間接的な関係性」）**の中で、終末論的限界の下でのその途上性において、**絶えず繰り返し**、それに対する他律的服従とそのことへの決断と態度という自律的服従との全体性において、それに聞き教えられることを通して教えられるという仕方**で**、純粋な教えとしてのキリストにあっての神・キリストの福音を尋ね求める「**神への愛**」と、そのような「神への愛」を根拠とした「**神の讚美**」としての「**隣人愛**」（純粋な教えとしてのキリストの福音を内容とする福音の形式としての律法、神の命令・要求・要請）という連関・循環において、**イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの「ヒトツノ、聖ナル、公同ノ教会**」共同性を目指すところにおいて考えている、そういう仕方**で**絶えず繰り返し教会が教会<となる>ことによって教会<である>教会共同性のところで考えている。この**連関と循環における「隣人愛」（純粋な教えとしてのキリストの福音を内容とする福音の形式としての律法）**は、通俗的な自己欺瞞に満ちた市民的観点・市民的常識における「隣人愛」のことではない。それは、純粋な教えとしてのキリストの福音を内容とする福音の啓示としての律法のことであり、それは、徹頭徹尾神の側の真実としてのみある**主格的属格として理解**されたローマ3・22、ガラテヤ2・

16等のギリシャ語原典「イエス・キリストの信仰」（「イエス・キリストが信ずる信仰」）による「律法の成就」・「律法の完成」そのもの、すなわち「神の義、神の子の義、神自身の義」そのもの、それ故にイエス・キリストにおける成就・完了された個体的自己としての全人間・全世界・全人類の究極的包括的総体的永遠的な救済（この包括的な救済概念は、平和の概念と同じである）そのものであるイエス・キリストに感謝せよ、イエス・キリストをのみ信ぜよ、イエス・キリストにのみ固着せよ、イエス・キリストにあつての神を尋ね求めよ、すべての人々が純粋な教えとしてのキリストの福音を現実的に所有することができるために純粋な教えとしてのキリストの福音を告白し・証しし・宣べ伝えよ、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの「ヒトツノ、聖ナル、公同ノ教会」共同性を目指せという神の命令・要求・要請のことである。それは、「もろもろの誠命中の誠命、われわれの浄化・聖化・更新の原理、教会が〔全世界としての〕**教会自身と世に対して語らねばならぬ一切事中の唯一のことである**」。

「福音と律法」の「真理性」と「現実性」の構造としてある、その復活に包括された「死」と「復活」の出来事における「**インマヌエルの出来事**」の内容、「福音の内容」は、次のように理解することができる。

先ず以て、「福音と律法の<真理性>における福音の内容」は、次の点にある——
「神は、神なき者がその状態から立ち返って生きるために、ただそのためにのみ彼の死を欲し給うたのである……しかし誰がこのような答えを聞くであろうか。……承認するであろうか。……誰がこのような答えに屈服するであろうか。われわれのうち誰一人として、そのようなことはしない！ 神の恩寵は、ここですでに、恩寵に対するわれわれの憎悪に出会う。しかるに、この救いの答えをわれわれに代わって答え・人間の自主性と無神性を放棄し・人間は喪われたものであると告白し・己に逆らつて神を正しとし、かくして神の恩寵を受け入れるということを、神の永遠の御言葉が（肉となり給うことによって、肉において服従を確証し給うことによって、またこの服従において刑罰を受け、かくて**死に給うことによって**）〔復活に包括された**死によって**〕引き受けたということ——これが恩寵本来の業である。これこそ、イエス・キリストがその地上における全生涯にわたって、ことにその最後に当たって、我々のためになし給うたことである。彼は全く端的に、信じ給うたのである（ローマ三・二二、ガラテヤ二・一六等の『イエス・キリストの信仰』は、明らかに〔**徹頭徹尾神の側の真実としてのみある**〕主格的属格〔「イエス・キリストが信ずる信仰」〕として理解されるべきものである）。このことが、徹頭徹尾神の側の真実としてある「福音と律法の<真理性>における福音の内容」である。したがって、それは、イエス・キリストが、われわれ人間のために・われわれ人間に代って、子なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事において、われわれ人間の「神の恩寵への嫌悪と回避に対する神の答えである刑罰（死）を、唯一回なし遂げ給うた」ところの「律法の成就」・「律法の

完成」にある。すなわち、それは、われわれ人間からは「何ら応答を期待せず・また実際に応答を見出さずとも、〔「聖書の主題であり、同時に哲学の要旨である」神と人間との無限の質的差異を固執するという＜方式＞の下で、〕神であることを廃めずに、何ら価値や力や資格もない罪によって暗くなり・破れた姿のわれわれ人間的存在を己の神的存在につけ加え、身内に取り入れ、それをご自分と分離出来ぬように、しかも混淆〔・混合・共労・共働・協働・協力〕されぬように、統一し給うたということを内容としている」。

また、「福音と律法の＜現実性＞における勝利の福音の内容」は、次の点にある——
『私がいま肉にあって生きているのは、私を愛し、私のために御自身をささげられた神の御子の信じる信仰によって、生きているのである。（これを言葉通り理解すれば、＜私は決して神の子に対する私の信仰に由って生きるのではなく、神の子が信じ給うことに由って〔徹頭徹尾神の側の真実としてのみある主格的属格として理解された「イエス・キリストが信ずる信仰」によって〕生きるのだということである）』（ガラテヤ二・一九以下）。〔それ故に、〕（中略）自分が聖徒の交わりの中に居る……罪の赦しを受けた（中略）肉の甦りと永久の生命を目指しているということ——そのことを彼は信じてはいる。しかしそのことは、現実ではない。……部分的にも現実ではない。そのことが現実であるのは、ただ、われわれのために人として生まれ・われわれのために死に・われわれのために甦り給う主イエス・キリストが、彼にとってもその主であり、その避け所でありその城であり、その神であるということにおいてのみである」。すなわち、われわれの「召命」、「和解」、「義認」、「聖化」、「救済」、そして「更新」を可能とするのは、「今日に至るまで罪人の手に渡され・十字架につけられ・死んで甦られ給うたイエス・キリストにある『復活の力』だけである」——このことが、徹頭徹尾神の側の真実としてのみある「福音と律法の＜現実性＞における勝利の福音の内容」である。ここにおいて、われわれは、次のような認識と信仰を得ることができる——「人間の人間的存在がわれわれの人間的存在である限りは、われわれは一切の人間的存在の終極として、老衰・病院・戦場・墓場・腐敗ないし塵灰以外には、何も眼前に見ないのであるが、しかしそれと同時に、人間的存在がイエス・キリストの人間的存在である限りは、われわれがそれと同様に確実に、否、それよりもはるかに確実に、甦りと永遠の生命以外の何ものも眼前にみないということ——これが神の恩寵である」。

「福音と律法の＜真理性＞における福音の内容」と「福音と律法の＜現実性＞における勝利の福音の内容」の全体性は、徹頭徹尾神の側の真実としてのみある主格的属格として理解された「イエス・キリストが信ずる信仰」による「律法の成就」・「律法の完成」そのものであり、「神の義、神の子の義、神自身の義」そのものであり、「成就と執行」、「永遠的実在」としてある成就・完了された個体的自己としての全人間・全世界・全人類の究極的包括的総体的永遠的な救済（この「包括的な救済概念は、平

和の概念と同じである」) そのものであるところの、「ナザレのイエスという人間の歴史的形態」としての「ただイエス・キリストの名だけ」である。

「福音と律法の真理性」における福音の形式としての律法とは何か？ それは、成就・完了された個体的自己としての全人間・全世界・全人類の究極的包括的総体的永遠的な救済（平和）そのものであるイエス・キリストをのみ感謝をもって信ぜよ、イエス・キリストにのみ固着せよという「神の要求と要請」であり、「恩寵〔「ただイエス・キリストの名だけ」への召喚〕のことである。「恩寵」が「告知」・「証し」・「宣教」される時、「私は私のものではなく、私の真実なる救い主イエス・キリストのものだ」、「イエス・キリストにのみ固着せよ」というキリストの福音を内容とする福音の形式としての律法が建てられる。何故ならば、このキリストの福音を内容とする福音の形式としての律法がなければ、われわれ人間は、現実的に、純粋な教えとしてのキリストの福音を所有することができないからである。この意味で、「律法は、本来的には生命に導くべきもの、神の恩寵を証しするものという事実において、福音を内容とする福音の形式である」。したがって、この神の律法（神の人間に対する命令・要求・要請）は、まことの神にしてまことの人間イエス・キリストを模倣することでは決してないし、イエス・キリストが信じたように信ずるということでも決してないのである。すなわち、それは、「福音の中核であるイエス・キリストが、律法を満たし・すべての誠めを遵守し給うたという事実から考えられなければならないから」、「素直な感謝の応答、告白、証し、宣べ伝えにある」。言い換えれば、それは、第一に、「われわれには絶対に実現出来ぬイエスの代理的な信仰を、承認し受け入れる」ということであり、第二には、「われわれの生命がキリストと共に保管されていることを承認し受け入れる」ということであり、それ故に第三に、「キリストの福音の告白、証し、宣べ伝えにある」（すべての人々が、純粋な教えとしてのキリストの福音を現実的に所有することができるために、純粋な教えとしてのキリストの福音を告白し・証しし・宣べ伝えることにある）——このことは、「もろもろの誠命中の誠命、われわれの浄化・聖化・更新の原理、教会が教会自身と世に対して語らねばならぬ一切事中の唯一のことである」。この誠命をわれわれ人間に対して置くことによって、「福音と律法の真理性」の「現実化」を目指しているのである。ここにおいては、「福音→律法」という順序で語ってきたバルトは、ルターと同様に、「律法→福音」という順序で語るのである。

「真実の罪とは、人間の自主性、恩寵に対するわれわれの拒否と神に対するわれわれの『自己主張』のことであり、人間にある無神性のことである」（神だけでなくわれわれ人間も、われわれ人間の自主性・自己主張・自己義認の欲求もというところに、不信仰・無神性・真実の罪はある）。キリストにあつての神が「福音と律法の真理性における賜物」を、すなわちキリストの福音を内容とする福音の形式としての「律法を、こうした罪人である人間の手に、にもかかわらず与える消極的な意味とは何

か？」

われわれ人間は、われわれ人間の自主性・自己主張・自己義認の欲求を手放すことができない。したがって、われわれ人間は、キリストの福音を内容とする福音の形式としての律法を聞く時、「律法を悪用する」「罪の法則」によって、人間の側からする神との「混淆」、神との「共働」、「神人協力説」を求め続けるところにある。この時、われわれ人間は、「神の要求」を、「人間的な自分自身の要求に、自分で満足させ得る要求に変えて」、「神的な『汝は斯くなすであろう』を変じて」、「人間的な余りに人間的な『汝は斯くなすべし』をつくり上げる」のである。このような「神に対する熱心さの無知」は、われわれ人間の自主性・自己主張・自己義認の欲求（不信仰・無神性・真実の罪）に基づいており、「神の要求」を、われわれ人間によって恣意的独断的に曲解された「十誡・預言者の言葉・ソロモンの処世上の知恵・山上の垂訓また使徒の報告に過ぎないものへと変える」のである。この時、われわれ人間のその存在・その思惟・その実践は、「罪に勝利を収めさせる熱心さ、不従順、虚偽となる」のである。何故ならば、それらの「無数の儀文は、偶像崇拜、神冒瀆を生じさせる」からである。そして、そうした中で、「ある者はその時代の人間中の様々な敗残者に対して、熱心に博愛的配慮……教育的配慮を行う」、「ある者は大規模な世界改良の偉大な計画に邁進する」、「ある者は大衆や時代の傾向と手をたずさえて、ある種の正義に邁進する」のである等々。

前述したような「律法の悪用という事態の中で、神の律法と共に」、すなわちキリストの福音を内容とする福音の形式としての律法と共に、「神の福音の内容も破壊される」のである。すなわち、この時、「イエス・キリストは、一種神話的な半身（付属物）、理念の人格化、偉大な貸方となる」。徹頭徹尾神の側の真実としてのみある主格的属格として理解されたローマ3・22、ガラテヤ2・16等のギリシャ語原典「イエス・キリストの信仰」（「イエス・キリストが信ずる信仰」）による「律法の成就」・「律法の完成」そのものであり、「神の義、神の子の義、神自身の義」そのものであり、個体的自己としての全人間・全世界・全人類の究極的包括的総体的永遠的な救済（この包括的な救済概念は、平和の概念と同じである）そのものである「イエス・キリストを律法の目標としない」のであるから、「律法の目標」は、人間的な「自然法や抽象的理性や民族法等という形に転倒されてしまう」のである、トータルな世界認識の方法や革命の過渡的課題（観念の共同性を本質とする法的政治的な人間の部分的解放の問題）——究極的課題（現実的社会的な人間の全体的解放の問題）を明確に提起しないまま、時流や時勢に乗った法的政策的な国家の言語や民衆や解放やエコロジーやフェミニズム等の概念に転倒されてしまうのである。ここに、われわれ人間の「真実の罪」と「人間の状態」がある。したがって、この時、われわれ人間の状態は、「喪われた者であり、死と地獄に渡された者であり、何の助言も、何の慰めも、何の助けも存在しない」ということのみを知らされるのである。このことが、「にもかかわらずから生ず

る消極的な意味である」。

キリストにあっての神が「福音と律法の真理性における賜物」を、すなわちキリストの福音を内容とする福音の形式としての「律法を、こうした罪人である人間の手にもかかわらず与える積極的な意味とは何か？」

それは、キリストにあっての「神はすべての人をあわれむために、すべての人を不従順のなかに閉じ込めたが故に、罪の増し加わったところには、恵みもますます満ちあふれた」という点にある。すなわち、それは、「罪が死によって支配するに至ったように、恵もまた義によって支配し、わたしたちの主イエス・キリストにより、永遠のいのちを得させるためである」という点にある。このことは、キリストにあっての神が、キリストの福音を内容とする福音の形式としての律法に対するわれわれ人間の側からするわれわれ人間の自主性・自己主張・自己義認の欲求を不信仰・無神性・「真実の罪」として定め否定したのであるが、さらにその否定（死）を否定（復活）することによって、その「真実の罪」を包括し止揚し克服したということ、「福音が勝利したということ（「勝利の福音」）を意味している」。ここに、徹頭徹尾神の側の真実としてのみあるキリストの福音は、「初めて本当に、完全に福音本来の姿として、完全な勝利の福音として、真実の罪人に対する喜びの音信として」、「成就と執行」、「永遠の実在」として、＜客観的に現実化した＞のである。したがって、「われわれ人間の更新を可能とするのは、今日に至るまで罪人の手に渡され・十字架につけられ・死んで甦られ給うたイエス・キリストにある復活の力のみである」。このような訳で、「福音の勝利、恩寵の勝利」〔「ただイエス・キリストの名だけ」の勝利〕とは、「われわれ人間の真実の罪に対する神の勝利」であり、「律法を悪用する罪に対する神の勝利」であり、「不信仰の罪に対する神の勝利である」。徹頭徹尾神の側の真実としてのみあるこのことから、イエス・キリストにおける神の自己「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の総体的構造における「啓示と信仰の出来事」に基づいて終末論的境界の下で与えられる信仰の認識としての神認識（啓示認識・啓示信仰、人間的主観に実現された神の恵みの出来事）に依拠した信仰の類比を通して、「赦罪」や「和解」や「救済」や「平和」について、「われわれ人間から生ずる現実は何もない」ということを自己認識させられ自己理解させられ自己規定させられるのである。

先ず第一に、「真実の罪に対する神の勝利」とは、「福音と律法の現実性における本来的な勝利の福音の内容のことである」。それは、徹頭徹尾神の側の真実としてのみある、主格的属格として理解されたローマ3・22、ガラテヤ2・16等のギリシャ語原典「イエス・キリストの信仰」（イエス・キリストが信ずる信仰）による「律法の成就」・「律法の完成」そのものであり、「神の義、神の子の義、神自身の義」そのものであるイエス・キリスト自身に対する「真実の罪」の故に、「地獄に追いやられたままの存在を、律法によって殺しつつ、しかも福音によって生かし給う勝利の福音のことである」。したがって、ここにおいてのみ、「律法と福音」という順序は正当なものとな

る。したがってまた、イエス・キリスト自身が「心においても業においても、罪人であるわれわれ人間に対して、それにもかかわらず、彼に対する信仰の生命へと、呼び覚まし給うのはイエス・キリスト自身であるということ」を〔すなわち、われわれ人間が人間的に所有する人間の信仰の認識としての神認識、啓示認識・啓示信仰、人間的主体に実現された神の恵みの出来事は、イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、そのイエス・キリストにおける神の自己「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の総体的構造における神のその都度の自由な恵みの決断による「啓示と信仰の出来事」に基づいて終末論的限界の下で授与されるということ〕を、われわれ人間は強調しなければならない」のである、ちょうど常に先行する神の用意に包摂された後続する人間の用意ができているところの、「人間に対する神の愛と神に対する人間の愛の同一」（『ローマ書』）であり、「永遠の（神との人間の）和解」（神の側の真実としてある、神の人間との架橋）であり、神との間の「平和」（ローマ五・一）であり、それ故に神の認識可能性である「まさに顕ワサレタ神こそが隠サレタ神である」まことの神にしてまことの人間イエス・キリストにおいて、「神の用意の中に含まれて、人間にとって、神に向かっている、したがって神認識（≪信仰の認識としての神認識、啓示認識・啓示信仰、人間的主体に実現された神の恵みの出来事≫）に向かっている人間の用意が存在する」と言わなければならないように、すなわち常に先行する神の用意に包摂された後続する人間の用意という「人間の局面」は、「全くただキリスト論的局面だけである」と言わなければならないように。何故ならば、われわれ人間は、「そのために必要なものを、自分の内には所有しないということが、確実である」からである。「律法—福音、罪—義という順序が、死—生命という順序と一致しているということ」は、ただ客観的なイエス・キリストにおける「啓示の出来事」においてであって、これは、内在的にも歴史的にも、高次の段階へと弁証法的に発展して、最終的には自己還帰する——ヘーゲルにおいて疎外とは、高次の段階への疎外の止揚である——絶対精神とは全く異なるものである。したがって、イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、そのイエス・キリストにおける神の自己「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の総体的構造における神のその都度の自由な恵みの決断による「啓示と信仰の出来事」に基づいて、「イエス・キリストがわれわれに対してなし給うたことの約束として、〔信仰の認識としての神認識、啓示認識・啓示信仰、人間的主体に実現された神の恵みの出来事として〕信じられることが出来る」だけである。したがってまた、われわれは、その「信仰を授与されているという事実性において、事実的に信ずることができるだけである」。この「**真実の罪に対する神の勝利**」としての「**勝利の福音**」は、神のその都度の自由な恵みの決断により客観的なイエス・キリストにおける「啓示の出来事」の中での主観的側面である「**聖霊の注ぎ**」による「信仰の出来事」に基づいて、「すべて信ずる者に救いを得させる**神の力**である」。

第二に、「律法を悪用する罪に対する神の勝利」とは、まさに「律法の成就」・「律法の完成」そのものであり、「神の義、神の子の義、神自身の義」そのものであるイエス・キリスト自身が、われわれを「罪と死との法則である律法から解放された出来事のこと」である。何故ならば、「われわれ人間の不従順・不信仰に抗して、イエス・キリストにあつて義とされているが故に、律法はわれわれ人間をその不従順・不信仰によって罪に定めることは出来ない」からである。このように、「神の律法が人間を真に罪に定めない」のであるから、「律法はもはや絶対に『罪と死との法則』ではない」。したがって、「ルターに強烈に存在したところの、人間が律法に対して全体的に不従順であるという事実における人間に生ずる生の不安」は、イエス・キリストにおけるその復活に包括された死と復活の出来事において「克服された……慰められた……癒された不安、望みと喜びの確かな岸によって取りかこまれた不安にすぎない」のである。このことは、終末論的に語られている。新約聖書によれば、「神の恵みの賜物である聖霊を受け、満たされた人」は、「召されていること、和解されていること、義とされ、聖とされ、救われていることについて語る時」、「すでにといまだにおいて終末論的に語る」のである。ここで、「終末論的」とは、「われわれの経験と感性にとっての」、「換言すればわれわれ人間の感覚と知識を内容とする経験的普遍にとっての〈いまだ〉であり、徹頭徹尾神の側の真実としてある「成就と執行」、「永遠的実在」として〈すでに〉ということである。神の側の真実としてのみある、主格的属格として理解されたローマ3・22、ガラテヤ2・16等のギリシャ語原典「イエス・キリストの信仰」（イエス・キリストが信ずる信仰）において、先ず以てキリストの福音を内容とする福音の形式としての律法は、「罪と死の法則の律法」、「汝斯く斯くなるべしという要求」から、「生命の御霊の法則」、「汝斯く斯くならんという約束へと回復せしめられる」、また「遂行せよと求める要求」から、「信頼せよと求める要求へと回復せしめられる」。したがって、われわれ個体的自己としての全人間・全世界・全人類は、「『生命の御霊の法則』である律法によってイエス・キリストにあつて解放されたのであるから」、「われわれが己の解放を与えられるためには、彼〔「イエス・キリストの名」〕に固着し得るだけである」。

第三に、「不信仰の罪に対する神の勝利」とは、イエス・キリスト自身が、「イエス・キリストにあつてなし遂げられたわれわれの義認と解放が、われわれ自身の中においても現実となるため」に、「われわれ人間に力と愛と慎との霊を与え給う出来事である」。「力の霊」とは、「イエス・キリストにのみ固着させる霊」である。「愛の霊」とは、「イエス・キリストの御意に従わしめる霊」、「律法の成就」・「律法の完成」そのものである「イエス・キリストに対する愛の霊のこと」である。「慎みの霊」とは、「われわれ人間が神の要求に対して自己主張し破滅することを防ぐ霊であり、われわれ人間が神を救い主として神を見・神に聞くよう促す霊である」。

われわれは、この『福音と律法』を読み理解した後は、さらに『福音と律法』を

もっと深くもっと豊かに理解するために、バルトが『バルト自伝』で述べている言葉に従わなければならない——「イエス・キリストにおける私の恩寵〔「ただイエス・キリストの名だけ」〕の神学として組織だてるといふ私の仕事に生じた変化の意義を見かつ理解するためには、一九三二年と三八年に現われた私の『教会教義学』の最初の二冊〔邦訳の『教会教義学 神の言葉』I／1、I／2、II／1、II／2、II／3、II／4〕を、ある程度研究する必要がある」。

詳論は下記で展開：

<https://think-imagine-judge.blog.jp/>

あるいは

<https://christianity-church-barth.info/>

このPDF版は、上記のホームページやブログにある<再推敲>・<再整理>した論稿を、さらに<再推敲>・<再整理>して作成した論稿である。